

## 家電リサイクル対象品の処分について

一般財団法人家電製品協会が実施する「離島対策事業協力制度」により、伊平屋村から搬出される廃家電 4 品目に対し、海上輸送費の補助が令和 8 年も継続されます。

「離島対策事業協力制度」とは、伊平屋村から沖縄本島まで、廃家電 4 品目を処分する際の離島と本島との格差（海上輸送費）を軽減し、家電製品が適正に廃棄されることを目的として製造業者等が村に対し助成する制度です。

伊平屋村では、この助成金を財源に、村から補助金として海上輸送業者に交付することで消費者の負担軽減をはかります。

### 1.家電リサイクル法とは

一般家庭で使用されている家電製品をリサイクルして廃棄物の減量、資源の有効利用を推進するための法律です。

下記 4 品目について、小売業者による引取り、およびメーカー等（製造業者、輸入業者）によるリサイクルが義務付けられ、消費者には廃棄する際の収集・運搬料金と再商品化等料金（以下リサイクル料金といいます）を支払うよう、それぞれの役割分担を定めています。

### 2.対象となる製品（家電 4 品目）

- ・冷蔵庫（冷凍庫を含む）
- ・エアコン
- ・テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ・洗濯機（衣類乾燥機含む）

※伊平屋村では、対象家電 4 品目の引き取りや収集運搬は行っておりませんので、このページで案内している方法でリサイクルしてください。（粗大ごみでは出せません。）

### 3.リサイクルの方法について

#### 1.新しい製品に買い替える場合

新しい製品を購入する販売店に引取義務がありますので、販売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い引取りを依頼してください。

#### 2.廃棄のみの場合

##### （1）過去に製品を購入した販売店が分かる場合

→過去に製品を購入した販売店に引取義務がありますので、販売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い引取りを依頼してください。

**(2) 過去に製品を購入した販売店が分からない、営業していない、  
遠方にあり引取依頼困難な場合**

→廃棄する家電製品の情報（メーカー、大きさ）を確認後、  
郵便局でリサイクル料金を支払い、郵便局から交付された  
家電リサイクル券を伊平屋村役場住民課にお持ちください。  
住民課担当者による日付・社判押印後、ご自身でリサイクル券と  
一緒に廃棄する家電製品を、北部港運（株）伊平屋事務所に持ち込み、  
島外搬出を依頼してください。（別紙参照）

ご自身で北部港運（株）伊平屋事務所に廃家電を持ち込むことが困難な場合は、  
伊平屋村役場住民課に収集運搬を依頼してください。

※別途、運搬手数料がかかります。（問合せ先：役場住民課 0980-46-2834）

伊平屋村では  
このパターン  
がほとんど！

**4.リサイクルにかかる費用**

家電 4 品目のリサイクルにかかる費用は、下記のとおりとなっています。

|            |                                           |                                                                        |
|------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1. リサイクル料金 | 製造業者に支払う廃家電<br>4 品目のリサイクル（再商<br>品化等）に係る料金 | <u>自分（住民）で支払う。</u><br>※販売店又は伊平屋郵<br>便局での支払い（型番・<br>年式により料金が異なり<br>ます。） |
| 2. 島外搬出料金  | 伊平屋村～島外指定取引<br>場所の運搬料金                    | <u>伊平屋村が支払う。</u><br>（補助対象）                                             |

**5.離島対策支援事業による補助金額**

「4-2.島外搬出料金」に対し、海上輸送費の一部に補助金を交付しています。  
あらかじめ下記軽減額を差し引いた金額が島外搬出料金として請求されます。  
（実施期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）

軽減額（1 台あたり）

| 品目                    | 軽減額（税込） |
|-----------------------|---------|
| エアコン（ユニット型エアコンディショナー） | 1,760円  |
| ブラウン管式テレビ             | 1,430円  |
| 液晶式プラズマ式テレビ           | 1,430円  |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫          | 3,630円  |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機          | 2,915円  |

※補助金は村から海上輸送業者に運搬実績に応じて交付されるため、消費者（住民）  
の方は個別の補助金申請は不要です。

## 6.家電は正しくリサイクル

家庭の廃棄物は「一般廃棄物」となり、収集・運搬をするには、廃棄物処理法に基づく市の「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要です。

廃家電は専ら再生利用の目的となるくず鉄に該当しません。

また、産業廃棄物の許可、古物営業の許可、貨物輸送事業の許可のみでは、一般廃棄物を収集・運搬することはできません。

<廃棄物処理法の無許可営業を行った場合>

- 5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれらが併科されます
- 法人が関わった場合には、会社にも 3 億円以下の罰金が科せられます